

損害保険と地球温暖化問題

—金融商品取引法制により可能と

なる排出量取引への参入意義—

主任研究員 佐藤 智行

目 次

1. はじめに
2. 損害保険業界と環境問題のかかわり
 - (1) これまでのわが国損害保険業界の環境問題に関する取組み
 - (2) IPCC 報告書に見る地球温暖化と保険コスト増大の相関
 - (3) 地球温暖化が損害保険業界にもたらす影響
3. 地球温暖化対策
 - (1) 京都議定書
 - (2) 京都メカニズム
4. わが国の温室効果ガス削減の取組み
 - (1) 2005 年度実績に見る現状および計画
 - (2) 目標達成のための計画
 - (3) 排出量取引への活路
5. 排出量取引とは
 - (1) 基本的な仕組み
 - (2) 国際間取引と国内取引
6. 日本への国内排出量取引制度の導入の検討
 - (1) 環境省自主参加型国内排出量取引制度
 - (2) 本格的な国内排出量取引制度の創設の議論
 - (3) 今後の展開見込み

7. 国内金融分野の排出権を用いたビジネスの現状

- (1) 信託を利用した排出権の小口化ビジネス
- (2) その他の金融関連の排出権のビジネス

8. 金融商品取引法制の施行と排出量取引

- (1) 京都議定書の本格実施直前に整った金融環境面の法制度
- (2) 排出量取引に関連して実施可能となった具体的な業務

9. おわりに

1. はじめに

今年 2007 年 6 月にドイツのハイリゲンダムで開催された G8 サミットは、温室効果ガスの削減問題が最大のテーマとなった。わが国首相が提案した、2050 年までに地球規模での温暖化ガス排出量を少なくとも半減させることとするという提案が議長総括に採択されて締めくくられた。

今秋以降は、京都議定書¹の次期枠組み作りに向けた国際会議が世界各地で予定されているほか、年明け 2008 年からは京都議定書に定められた約定期間が開始となる。そして、来年 2008 年の夏に日本で開催予定の G8 サミットは舞台を北海道の洞爺湖に設定し、今年のハイリゲンダムサミットを引き継ぐ形で、より一段と深く地球温暖化問題を話し合う場になると言われている。

損害保険業界はかねてからその事業特性に由来して地球環境問題に対して大きな関心を寄せてきたところである。すなわち、地球環境の破壊や地球温暖化は気候変動をもたらし、それが台風やハリケーン、洪水などの自然災害を大規模に発生させ、保険金支払いコストの増大に結びつくことになる²ことから、その発生原因となる地球環境の破壊や地球温暖化を少しでも食い止めるべく、後述するような取組みを行ってきた。

地球温暖化問題が種々議論されている中で登場する概念に「排出権」³がある。平易に言えば文字どおり温室効果ガスを排出できる権利のことをいう。この温室効果ガスの排出権については、本年 2007 年 7 月に金融庁から公表された「金融商品取引法制に関する政令・内閣府令等」において、保険会社の業務範囲の拡大の一環として排出量取引に関連する業務が認められるようになった⁴。

損害保険の事業特性に由来して地球環境問題に深くかかわってきたわが国損害保険業界に排出量取引に関する業務が新たに認められたことは、従前からの地球環境問題に対する取組みの延長線上に立てば、十分に進出する価値のある業務であるとともに、CSR 的観点からもアピールできるものである。

排出量取引制度の導入議論やポスト京都議定書の枠組み作りなど、さまざまな点でホットな盛り上がりを見せている地球温暖化問題に関連して、本稿では、損害保険業界と環境問題のかかわりから見ていき、日本国内への排出量取引制度の導入論議を分析しつつ、新しい金融商品取引法制で認められた排出量取引の規定を確認しながら、損害保険会社の排出量取引制度への参加の意義を見ていくこととしたい。

¹ 正式名称は、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（以下「京都議定書」という。）。

² その他にあげられる事業特性の由来として、損害保険業界の紙の大量使用問題がある。保険申込書や保険金請求書類を始めとする各種帳票類の他、各種保険のパフレットや約款など、損害保険産業は紙を大量に消費する産業であることから、かつては「紙の産業」と揶揄されたこともあるほどであり、この紙の大量使用が地球環境の一部である森林資源の破壊と関連づけて語られてきた。

³ 「排出権」も「排出量」も同義だが、本稿ではこの言葉を用いるとき、単独の場合は「排出権」を、後に言葉がつながる場合は排出量取引のように「排出量」を、それぞれ使用することとする。

⁴ 保険会社の他、銀行や証券会社にも認められるようになった。

2. 損害保険業界と環境問題のかかわり

(1) これまでのわが国損害保険業界の環境問題に関する取組み

わが国損害保険業界は、現在のような地球温暖化の問題が指摘される以前から、その事業に由来してアスベストや土壌汚染といった環境分野の損害賠償問題を通して幅広く環境問題にかかわってきた経緯もあり、金融業の中では環境問題に対する最大の関心を払ってきた嚆矢とされている⁵。

1990年代は、1992年に「環境と開発」をテーマにブラジルで開催された初めての国際環境会議である地球環境サミットに代表されるように、このサミットを契機として地球環境保護に関する世界の関心が高まっていった時代である。

わが国損害保険業界は、経済団体連合会の「経団連地球環境憲章」（1991年）および「経団連環境アピール」（1996年）に呼応する形で、1996年11月に「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」を制定し、この計画に沿って損害保険各社は「地球温暖化対策」「循環型経済社会の構築」「環境マネジメントシステムの構築と環境監査」および「社内外における環境啓発活動」等を推進していった。

(2) IPCC 報告書に見る地球温暖化と保険コスト増大の相関

ここでは、これまでの気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel of Climate Change、以下「IPCC」⁶) 報告書からのデータなどを用いて、地球温暖化と損害保険による保険コスト増大の相関を見ていくこととする。

a. IPCC 第3次報告書

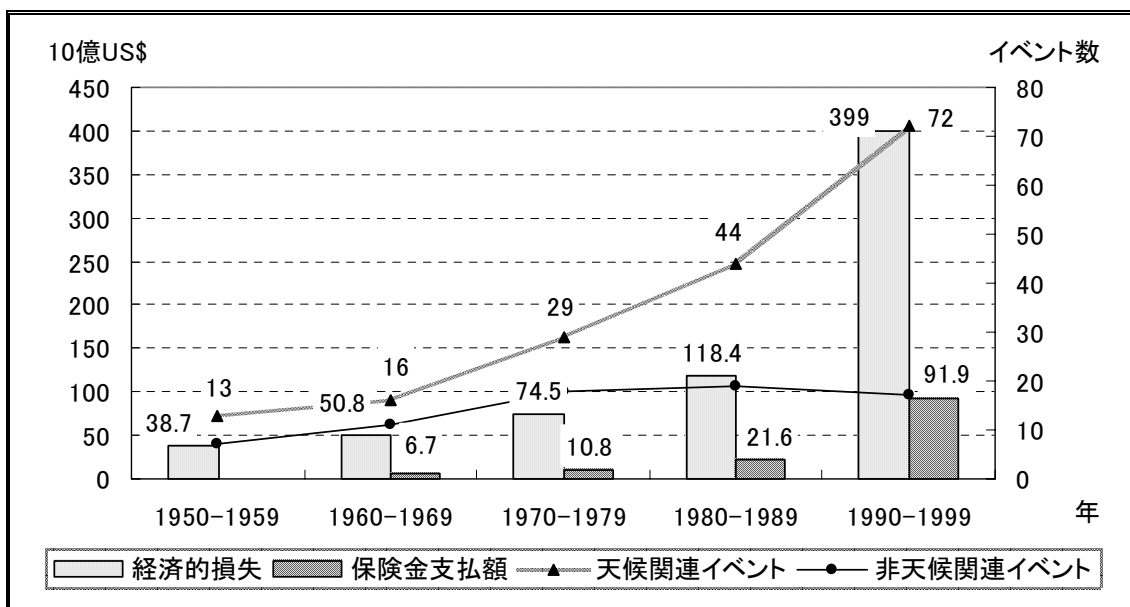
IPCC は 1995 年に発表した第 2 次報告書で気候変動の影響は金融サービスのうち損害保険分野が直接的な影響を受けやすいと指摘したのに続き、第 3 次報告書においても温暖化と保険コスト増大の関係を取り上げている。図表 1 は IPCC 第 3 次評価報告書第 2 ワーキンググループのまとめた報告書にあるグラフで、1950 年以降の自然災害について天候関連イベントと非天候関連イベントに区別したそれぞれの件数、およびそれらイベントによって発生した経済的損失とそのうちの保険金支払額を表したものである。年次推移を見ると巨大ハリケーンなどの天候関連イベントの災害発生回数が増大とともに、経済的損失は膨れ上がり 1950 年代の約 40 億ドルから 1990 年代の約 400 億ドルへとざっと 10 倍以上に膨張した。そして、これに比例する形で保険

⁵ 「金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書」（2002年3月 環境省）P.9

⁶ IPCC は、1988年に国連環境計画 (United Nations Environment Programme : UNEP) と世界気象機構 (World Meteorological Organization : WMO) が共同で設立した機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価活動などを行っている。国連の気候変動枠組条約とは直接的な関連はない組織であったが、条約の交渉に同組織がまとめた報告書が活用されたことなどから、当面の作業を代行することとなり現在に至っている。IPCC 自体が政策提言を行うことはないが、国際的な地球温暖化問題への対応策を科学的に裏付ける組織として影響力を持っており、地球温暖化の将来的な影響・変動の予測資料として IPCC の報告書が活用されている。

からカバーされたイベントは同一の期間において取るに足らないレベルから年間約92億ドルへと経営問題にも発展するレベルにまで増大した。

図表 1 自然災害とそれに伴う経済的損失の推移



(出典：IPCC 第3次評価報告書“Climate Change 2001:Working Group II: Impacts, Adaptation and Vulnerability”をもとに作成)

b. IPCC 第4次報告書

本年2007年1月にフランス・パリで開催されたIPCC第4次評価報告書第1作業部会における報告書(自然科学的根拠)において、地球温暖化の原因は図表2のとおり人為起源の温室効果ガスの増加によるものであると、ほぼ断定された⁷。

IPCC報告書ではまた、最近12年(1995~2006年)のうち1996年を除く11年の世界の地上気温が1850年以降で最も温暖な12年の中に入る、と結論づけるなど、第3次評価報告書よりもかなり踏み込んだ表現となっており、危機感を滲ませるものともなっている。

⁷ 「内閣府 防災情報のページ」ウェブサイトによると、このIPCC報告書を受けて、わが国における『平成19年版防災白書』に初めて地球温暖化の影響と地域性について言及がなされた。具体的には、IPCC報告書が大雨や熱帯低気圧の増大を予測したことを踏まえて、日本でも特に過去10年間の集中豪雨が著しく増加したと報告されている。

図表 2 IPCC 第 4 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約の概要（抜粋）

- 気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定。（第 3 次評価報告書の「可能性が高い」より踏み込んだ表現）
- 20 世紀後半の北半球の平均気温は、過去 1300 年間の内で最も高温で、最近 12 年（1995～2006 年）のうち、1996 年を除く 11 年の世界の地上気温は、1850 年以降で最も温暖な 12 年の中に入る。
- 熱帯低気圧の強度は強まると予測
- 温暖化により、大気中の二酸化炭素の陸地と海洋への取り込みが減少するため、人為起源排出の大気中への残留分が増加する傾向がある。（新見解）

（出典：環境省ウェブサイトをもとに作成、下線は筆者が付けた。）

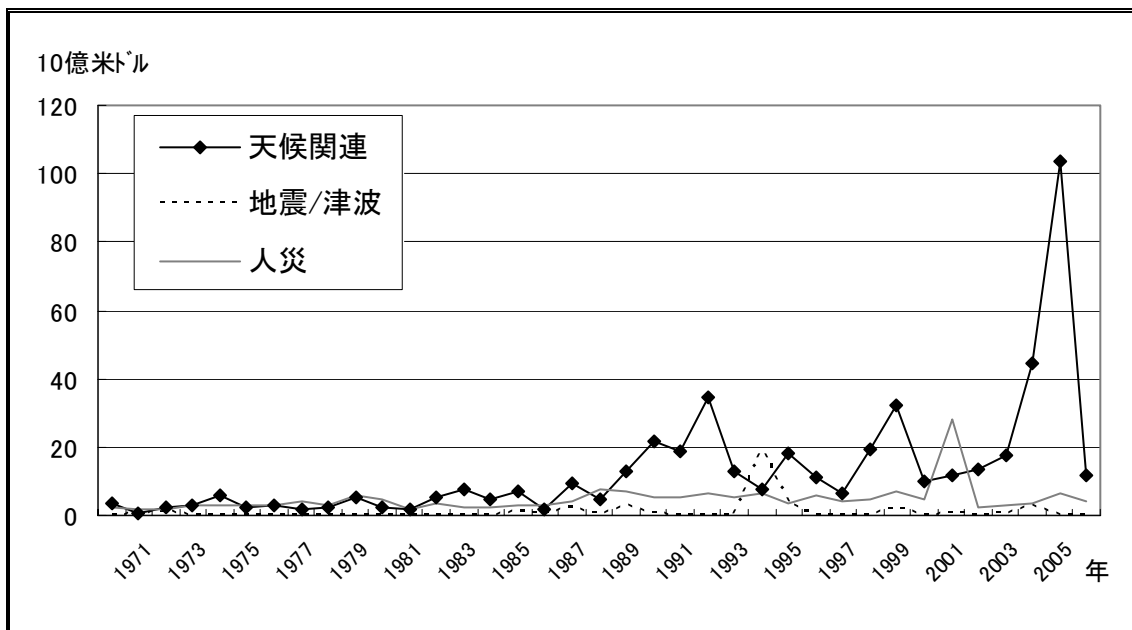
Swiss Re 社の代表的刊行誌“sigma”（No.2/2007）で示されている天候関連の大災害による保険損害額の暦年推移と、ICPP 第 4 次評価報告書で公表された地上気温上昇の変化とを重ね合わせて比較すると、興味深いことが明らかになる。

すなわち、IPCC 報告書で地上気温が最も温暖と示された最近 12 年（1995～2006 年）について、同時期に世界各地で発生した天候に関連のある自然大災害による保険損害額⁸の合計は 299 万 8,090 億ドル⁹となっているのに対して、その前の 12 年（1983～1994 年）の間のそれは 142 万 7,610 億ドルとなっており、保険損害額の比較において実に倍以上の損害額が発生していることになる。このことから、IPCC 第 4 次評価報告書で示された最近 12 年の地上気温上昇と保険損害額は、天候に関連した大災害の発生という側面から捉えると、相互に関連のあることが分かり、保険損害額の統計数値からも裏付けられていることになる。

⁸ Swiss Re 社の定義する「保険損害」とは財物および事業中断を対象としており、生命および賠償責任損害を除く。賠償責任損害を除外することにより、ある保険年度の正確な成績を比較的早期に得ることができるが、人災のコストは過小評価する傾向がある。同様に、生命保険の保険金も含まれていない。

⁹ Swiss Re “Insured Catastrophe Losses - 1970-2006”

図表 3 1970-2006 年の大災害による保険損害額の推移



(出典：“Swiss Re,sigma No.2/2007” をもとに作成)

(3) 地球温暖化が損害保険業界にもたらす影響

ここまで見てきた地球温暖化と保険損害額の相関は、天候関連の自然災害が損害保険事業にとっていかに大きな脅威であるかを物語るものと言え、今後の損害保険業界に深刻な影響を及ぼしかねない。

自然災害の多発は損害保険会社に保険料の引上げや保険引受の停止といった事態を発生させる。本来なら公平にあまねく供給されるべき損害保険が、逆選択を回避する保険会社の行動特性のもと、特に天候関連の自然災害多発のハイリスク地域で供給されなくなる恐れは十分に考えられる。

たとえば、2005年8月に米国南東部を襲ったハリケーン・カトリーナは、米国災害史上最大の被害をもたらした。そして、このカトリーナによる保険金支払いを巡って訴訟が相次いだ米国最大の損害保険会社¹⁰ステート・ファーム社は本年2月についてミシシッピ州におけるホームオーナーズ保険の新規引受を一時停止すると発表した¹¹。同社はミシシッピ州におけるホームオーナーズ保険において約3割のシェアを保持しており、今後の影響が懸念される。

¹⁰ “PROPERTY AND CASUALTY INSURANCE INDUSTRY 2005 MARKET SHARE REPORT BY STATE AND COUNTRYWIDE By Group 34-Total All Lines” 2006 National Association of Insurance Commissioners

¹¹ ステートファーム社ウェブサイトによる。

3. 地球温暖化対策

地球温暖化に起因すると見られる天候関連の自然大災害が世界で頻発している状況の中、もはや地球温暖化対策は待ったなしの状況となっている。この温暖化を食い止めるためには、その原因とされている温室効果ガスの排出を極力少なくする努力が求められる。

1990年、IPCCが世界中の第一線の研究者らの寄与によって「人為起源の温室効果ガスがこのまま大気中に排出され続ければ、生態系や人類に重大な影響をおよぼす気候変化が生じるおそれがある」とする第1次評価報告書を公表し、地球温暖化が具体的な検証のもとに明らかになったころから、先進国を中心に地球温暖化対策の取組みは本格化していった。

(1) 京都議定書

1994年3月に発効の「気候変動枠組条約」¹²のもと、1995年3月にベルリン・マインデートで開催された第1回締約国会議（COP1）¹³および1996年7月にスイス・ジュネーブで開催された第2回締約国会議（COP2）において、先進国の温室効果ガスの排出抑制と削減の数量目標を法的拘束力のあるものとするために、第3回締約国会議（COP3）までに議定書などの形で結論を得ることが明確化された。

これらを受けて1997年12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、1990年を基準年として、対象となる温室効果ガス¹⁴について、2008年から2012年までの5年間で第1約束期間として、欧州連合（European Union：以下「EU」）は8%、米国は7%、日本は6%それぞれ削減することなど、先進各国ごとに法的拘束力のある数量目標などを内容とする「京都議定書」が採択され、その後の地球温暖化防止対策に向けて大きな一歩を踏み出すこととなった。

¹² 環境省ウェブサイトでは、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」とされている。英語表記は“United Nations Framework Convention on Climate Change”、その略称はUNFCCCである。気候に対して人為的な影響を及ぼさない範囲で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした条約で、温暖化対策の国別計画の策定・実施および先進国の二酸化炭素排出量を1990年代末までに1990年の水準に戻すことなどを求めている。

¹³ COP:Conference Of the Parties 締約国会議のことをいう。

¹⁴ 1992年採択の気候変動枠組条約 第1条（定義）第6項において、「『温室効果ガス』とは、大気を構成する気体（天然のものであるか人為的に排出されるものであるかを問わない。）であって、赤外線を吸収し及び再放射するものをいう。」とされていたが、1997年採択の京都議定書ではその「附属書A」において、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類であるとより明確化された。

図表 4 地球温暖化に関わる国際交渉の経緯

| 京都議定書以前 | | |
|--------------|-----------------------------------|--|
| 条約交渉 | 1990年12月～1992年4月 | |
| 気候変動枠組条約 | 1992年5月採択、1994年3月発効 | 1992年6月にリオデジャネイロで開催の地球サミットで150カ国以上が署名。 |
| COP1 | 1995年3月 ベルリン「ベルリン・マンデート」 | 先進国の取組について COP3 までに議定書等の形で結論を得ることを目指し検討を開始。 |
| COP2 | 1996年7月 ジュネーブ「ジュネーブ閣僚宣言」 | 議定書には法的拘束力のある数値目標を含み得ること等を明確化 |
| COP3 | 1997年12月 京都「京都議定書」の採択 | 先進各国について法的拘束力のある排出削減目標値に合意 |
| 京都議定書以後 | | |
| COP4 | 1998年11月 ブエノスアイレス「ブエノスアイレス行動計画」 | COP6 に向けた国際交渉の進め方につき合意 |
| COP5 | 1999年10-11月 ボン | 多くの国が 2002年までの京都議定書発効の重要性を主張 |
| COP6 | 2000年11月 ハーグ | 京都議定書の運用ルールについて決定する予定であったが、合意は不成立、会議中断 |
| COP6 再開会合 | 2001年7月 ボン 「ボン合意」 | 京都議定書の中核要素につき基本合意 |
| COP7 | 2001年10-11月 マラケシュ「マラケシュ合意」 | 京都議定書の運用ルールの国際法文書に合意 |
| COP8 | 2002年10月 ニューデリー「デリー宣言」の採択 | 途上国を含む各国が排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進することを提言 |
| COP9 | 2003年12月 ミラノ | 京都議定書の実施に係るルールが決定 |
| COP10 | 2004年12月 ブエノスアイレス | 「政府専門家セミナー」の開催(2005年5月)、「適応対策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画」に合意 |
| COP11 | 2005年11-12月 モントリオール「モントリオール宣言」の採択 | 京都議定書の運用ルールの完全な確立と CDM などの改善 |
| COP12 | 2006年11月 ナイロビ | 京都議定書後(2013年以降)の将来枠組みについて合意 |
| COP13 | 2007年12月 バリ | |

(出典：環境省ウェブサイトなどをもとに作成)

図表 5 京都議定書の主なポイント（その1）

| | |
|--------|---|
| 対象ガス | 6種類：二酸化炭素（CO ₂ ）,メタン（CH ₄ ）,一酸化二窒素（N ₂ O）,ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）,パーフルオロカーボン類（PFCs）,六ふっ化硫黄（SF ₆ ） |
| 目標年/期間 | 2008～2012年の5年間の第1約束期間とする。 |
| 数量目標 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 附属書I国全体で、 <ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂,CH₄,N₂Oの3ガス ⇒ 1990年を基準年として、 ・ HFCs、PFC、SF₆の3ガス ⇒ 1995年を基準年として、 <p style="margin-left: 40px;">二酸化炭素換算での総排出量を少なくとも5%削減（附属書I国全体で5.2%削減、対策を取らなかった場合と比べて約30%の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各国は、別途定められた割当量を超過しないことを確保（日本-6%、米国-7%、EU-8%）。 |
| 発効要件 | 55以上の条約締約国の批准（ただし、批准した附属書I国の二酸化炭素の総排出量が1990年の総排出量の55%以上）後90日目に発効。 |

（出典：環境省ウェブサイト 報道発表資料をもとに抜粋して作成）

京都議定書で定められた数量目標の考え方は、公害問題で登場する専門用語の「総量規制」と同じように捉えることができる。すなわち、地球上で排出される温室効果ガスに上限としての総量の規制を設定して、温室効果ガスの量がその総量の枠内に収まるように設定しようとするものである。

（2）京都メカニズム

地球温暖化防止のための最大の対策は、これ以上温室効果ガスを排出しないようにすると同時に削減することであるが、人間活動や経済発展が行われる中ではどうしても排出がなされ、削減にも限界がある。そこで、京都議定書を定めたCOP3では、先進各国（気候変動枠組条約 附属書I）に割り当てられた温室効果ガス排出削減の数量目標を効率的に達成するために、自国内で削減するだけでなく、国際協調のもと市場原理を用いて達成しようと、「京都メカニズム」という柔軟措置が考案された。これは極めて経済的な手法を取り入れたシステムである。

排出削減目標の達成が義務づけられているのは、気候変動枠組条約 附属書Iに掲げられた国々であり、自国内での削減努力が最大限に払われるべきだが、その削減努力で賄いきれない分を国際協調のもとに締約国同士で融通し合えるようにする目的のもと、このシステムが取り入れられた。自国内での排出削減努力を補助・補完し、自国外での排出削減事業や排出量の獲得により、自国内での排出量を削減したことと見なして目標達成を図られようとするということという解釈に立脚しており、柔軟措置という名称が用いられることもある。

京都メカニズムは図表 6 のとおり大きくは 3 本柱からなり、①共同実施、②クリーン開発メカニズム、③国際排出量取引で構成される。

図表 6 京都議定書の主なポイント（その 2）

| | ① 共同実施 JI : Joint Implementation | ② クリーン開発 メカニズム CDM : Clean Development Mechanism) | ③ 国際排出量取引 ET : Emissions Trading |
|------------------------------------|---|--|--|
| 根拠条文 | 京都議定書第 6 条 | 京都議定書第 12 条 | 京都議定書第 17 条 |
| 内容 | 先進国同士が共同で実施した事業による削減分を自国の目標達成に利用する。 | 先進国が途上国に技術や資金を提供して持続可能な開発を支援する事業を共同で行って得た削減分を自国の目標達成に当てる。 | 先進国同士が削減目標達成のために排出割当量を取り引きする。 |
| イメージ図 | | | |
| 事業からの 取得 クレジット ¹⁵ | ERU : Emission Reduction Unit | CER : Certified Emission Reduction | |
| 制 約 | 国内措置に対して補足的である必要があるため、排出削減目標の全量をこの共同実施で賄うことはできない。 | クレジット取得までの手続きが他の 2 つに比べて煩雑で時間がかかる。また、種々のリスクを伴う ¹⁶ 。 | 国内措置に対して補足的である必要があるため、排出削減目標の全量をこの排出量取引で賄うことはできない。 |
| クレジット 取引開始年 | 2008 年から | 2008 年以前の排出量獲得が可能。取引開始は 2008 年以降。 | 2008 年から |

（出典：環境省ウェブサイトに掲載の資料「京都メカニズムの仕組み」などをもとに作成）

¹⁵ クレジットとは、温室効果ガスの排出割当量や排出削減量について、附属書 I 国の先進国間で取得や移転を円滑にする目的で取引可能な形にした排出削減量証明書のこと。日本国内においては、地球温暖化対策の推進に関する法律において「算定割当量」という言葉で規定されている。

¹⁶ たとえば、CDM 事業をきちんと実施できるかどうかという事業リスクや、相手国での政変・内乱などのカントリーリスク、各種手続きを経て最後にクレジットとして登録されるかなどの登録リスクがある。

上表のうち、①の共同実施（JI）と②のクリーン開発メカニズム（CDM）の内容については、相手国が先進国か途上国かのどちらかという相違がある以外、他国での共同でのプロジェクト実施という点において共通している。京都議定書により温室効果ガスの排出削減の数量目標を割り当てられた附属書 I の国々（主に先進国）は、エネルギーの使用効率がもともと十分に高い国々であり、割り当てられた排出削減数量を自国内のみで達成することには困難を伴う¹⁷。そのため、自国よりもエネルギー使用効率が低くてその改善の余地も大きい他国で行った方が世界全体としての経済コストが割安に付くことから、他国（先進国も途上国もともに含む）での削減プロジェクトに投資し、それを附属書 I 国である自国の削減量にカウントするというものである。

4. わが国の温室効果ガス削減の取組み

(1) 2005 年度実績に見る現状および計画

来年 2008 年から京都議定書に定められた第 1 約束期間が開始するにあたり、日本の温室効果ガスの排出削減の現状と計画を概観する。

環境省によると、「2005 年度における我が国の排出量は、基準年比 7.8% 上回っており、議定書の 6% 削減約束の達成には、8.4% の排出削減が必要」¹⁸ となっている。

一般的な理解では、2005 年度の温室効果ガスの排出量実績が 1990 年の基準年比 7.8% 増であるから、削減目標の水準（1990 年比 6% 減）とするためには、7.8% + 6.0% により今後 13.8% の削減をしなければならないことになる。環境省のいう「8.4% の排出削減が必要」という表現はその意味でやや理解しづらい。

(2) 目標達成のための計画

2005 年度の温室効果ガスの排出量実績に基づいて、「京都議定書目標達成計画」¹⁹ で示されている目標達成に向けての考え方に従うと、今後 2010 年度に向けて温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標は、図表 7 のとおり、(国内) 温室効果ガス分が 8.4% 削減、森林吸収源分が 3.8% 削減、および京都メカニズム分が 1.6% 削減で、合計 13.8% となる。つまり、基準年比 7.8% 上回った 2005 年度の温室効果ガス排出量実績に基づき、追加の 0.6% を上積みした分としての 8.4% 削減が今後 2010 年度に向けての国内における排出量削減対策として取り組んでいかなければならない目標であ

¹⁷ 1970 年代の 2 度に亘る石油ショックを経て高度経済成長を遂げてきた日本は、省資源政策を推進してきた結果、現在では国内における CO₂ の排出削減コストが世界のトップレベルにある。すなわち、国内で CO₂ 排出を 1 単位削減するための限界費用が、まだ省エネルギー政策を実施できるだけの余裕が充分にある発展途上国と比較して、わが国は相当に高くつくことを意味する。このために日本と発展途上国が同一量の CO₂ 排出量を自国内で削減する比較では、日本が相当に割高なコストを払わなければならない。

¹⁸ 2007 年 5 月 29 日環境省報道発表資料「2005 年度（平成 17 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について」による。

¹⁹ 地球温暖化推進対策本部が作成したもので、2005 年 4 月 28 日に閣議決定、2006 年 7 月 11 日に一部変更となっている。その後、2007 年 8 月に環境省と経済産業省の合同審議会が見直しのための中間報告を示している。

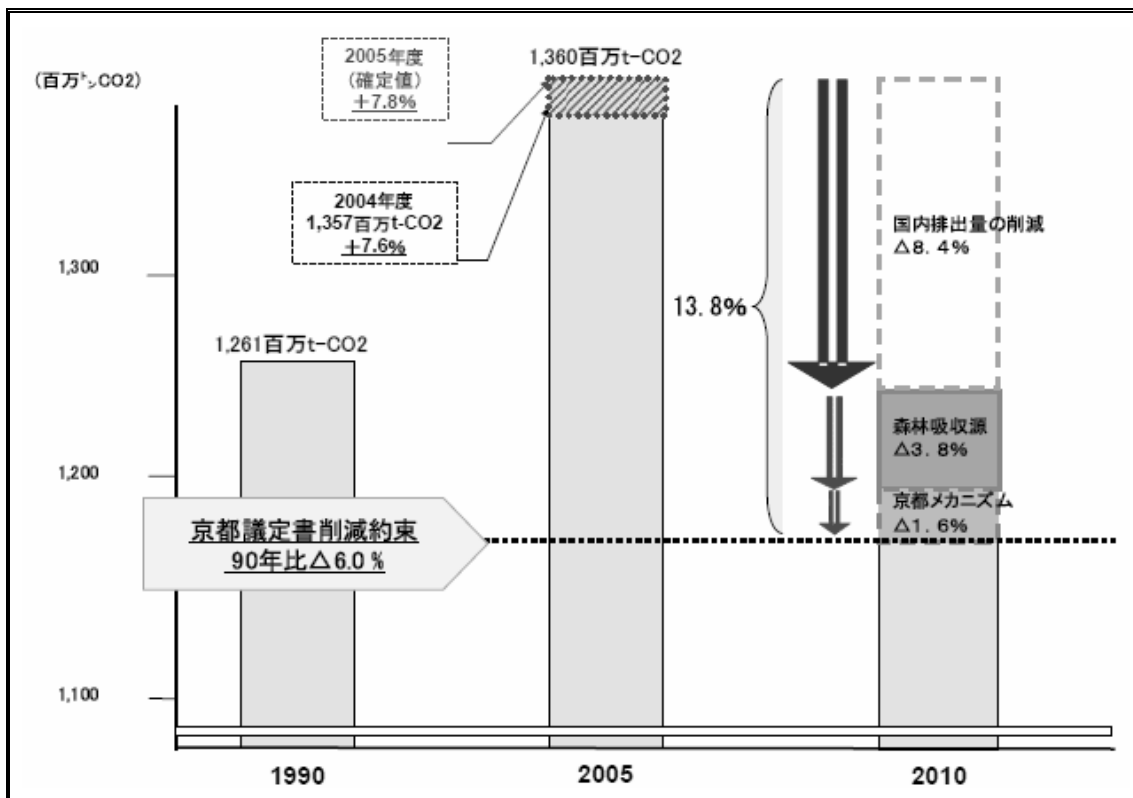
り、この分は民間事業者等による対応分となる。

図表 7 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

| | | 基準年 (1990年) | 2005年度 実績 | 基準年 比 増減率 | 2005年度実績に基づき 2010年度削減 目標比率 |
|----------------|--------------------------|----------------|----------------|-----------------|---|
| (国内) 温室効果ガス | 二酸化炭素(CO ₂) | 1,144.0 | 1,293.0 | 13.1% | 国内排出量の削減 (民間事業者等に よる対応) ▲8.4% |
| | エネルギー起源二酸化炭素 | 1,059.0 | 1,203.0 | 13.6% | |
| | 産業部門 | 482.0 | 456.0 | -5.5% | |
| | 運輸部門 | 217.0 | 257.0 | 18.1% | |
| | 民生(業務その他部門) | 164.0 | 238.0 | 44.6% | |
| | 民生(家庭部門) | 127.0 | 174.0 | 36.7% | |
| | エネルギー転換部門 | 67.9 | 78.5 | 15.7% | |
| | 非エネルギー起源二酸化炭素 | 85.1 | 90.6 | 6.6% | |
| | メタン(CH ₄) | 33.4 | 24.1 | -27.9% | |
| | 一酸化二窒素(N ₂ O) | 32.6 | 25.4 | -22.0% | |
| 代替フロン等3ガス | 51.2 | 16.9 | -66.9% | | |
| 温室効果ガス 吸収源 | 森林吸収源 | - | - | - | 森林吸収源 ▲3.8% |
| 京都 メカニズム | 京都メカニズム | - | - | - | 京都メカニズム ▲1.6% |
| | CO ₂ 総排出量 | 1,261.0 | 1,360.0 | 7.8% | ▲13.8% |

(出典：環境省ウェブサイトなどをもとに作成)

図表 8 わが国の温室効果ガス排出量の推移および見通し



(出典：大倉紀彰「目標達成計画の見直し状況と自然エネルギー」環境省地球環境局地球温暖化対策課 2007.7.9)

(3) 排出量取引への活路

わが国における 2005 年度排出量実績に基づく国内対策分としての 8.4%削減を目標達成に向けてどのように取り組んでいくか、今後の大きな課題となる。すでに「京都議定書目標達成計画」には、温室効果ガスごとの対策・施策、横断的施策および基盤的施策として想定されうるだけの削減の取組み目標が示されているが、これまでの実績を前記図表 7 に見る限り、オフィスや家庭などの民生部門を中心にむしろ大幅な排出量増加の状況にあつて、国内における排出削減対策はほぼ限界と見られており、実際に京都議定書に定められた 6%排出削減の約束を達成できるのかどうか、来年からの本格実施を前に危ぶむ意見も出てきている。

そこで、この 8.4%分の削減については、最も少ないコストで排出量の削減が可能な排出量取引制度の国内への整備・導入により、約束達成への活路を見出そうという機運が盛り上がってきている。

なお、前記図表 7 に掲げた京都メカニズム利用の 1.6%分については、共同実施 (JI)・クリーン開発メカニズム (CDM)・国際排出量取引 (ET) の 3 つを組み合わせることで国際間の排出権の移転を図ることが「京都議定書目標達成計画」に織り込まれている。

5. 排出量取引とは

(1) 基本的な仕組み

最近では、地球温暖化防止のためには、排出量取引制度の整備・導入こそが不可欠である、などというやや短絡的とも受け止められる見方²⁰が現れるほどに、この排出量取引という言葉は見聞きするようになってきている。

そもそも排出量取引とは、温室効果ガスを排出する主体に排出削減コストの高い主体と低い主体が数多く集まる中であって、それら主体が排出する温室効果ガスをどれぐらい増減させたかによって、その増減分に相当する排出削減の不足量・余剰量に対して温室効果ガスを排出することのできる権利として経済的な価値を付加し、移転・獲得の市場取引を行わせ、できるだけ効率的に温室効果ガスの排出削減に結び付けていこうとする、経済的な手法を利用した制度である。市場メカニズムが作用することにより、最小コストで一定量の排出削減が可能となる、有効な温暖化対策の一つとして認識されている。

そして、この排出量取引の種類には、キャップ・アンド・トレードとベースライン・アンド・クレジットの2つがある。

前者のキャップ・アンド・トレードについては、前提条件として温室効果ガスの各排出主体に対して、あらかじめ排出枠（＝キャップ）が設定される必要があり、そのキャップを基準とした増減分をもとにして、他の排出主体と取引することをいう。この取引形態は、後述する国内（域内）排出量取引制度への適応例が多い。

一方、後者のベースライン・アンド・クレジットについては、同じく前提条件として、温室効果ガスの排出を削減するための事業が実施される必要があり、それによって削減された分を排出権として認定し、これを取引の対象とするものである。前記3.

(2) で触れた京都メカニズムのJIとCDMはまさにこれに相当する。

(2) 国際間取引と国内取引

排出量取引には大きく分けて、一国政府が関与する国際排出量取引と、ある一つの国家・ある一定の地域の中に限定した国内（域内）排出量取引の2つがある。

国際間の排出量取引については、京都メカニズムのうち2002年から開始されたCDMがその実績を多く積んでおり、これによって生成されたCER²¹が各国間や各企業との間で取引されている。京都議定書の第1約束期間が来年2008年から始まるのに合わせて、共同実施（JI）および国際排出量取引（ET）も開始となり、これによって3本柱からなる京都メカニズムのすべてが揃うことになる。

後者の国内（域内）排出量取引については、既に2002年から英国において、また

²⁰ この見方には、地球温暖化防止と排出量取引制度の間に、京都議定書の排出削減約束のことが見落とされている。すなわち、地球温暖化防止を図るために京都議定書が制定され、その中で先進各国に排出削減の数量約束が課された。その約束達成のための一つの取組み方法が排出量取引である。

²¹ 前記「図表6 京都議定書の主なポイント（その2）」を参照。

2005 年から EU 諸国²²において、それぞれ国内（域内）市場が整備されて実施されており、排出量取引を行なっていくうえでの課題や知見を豊富に提供してくれている。

6. 日本への国内排出量取引制度の導入の検討

(1) 環境省自主参加型国内排出量取引制度

現在の日本には環境省の推進する自主参加型国内排出量取引制度があり、日本への本格的な排出量取引制度導入に向けてのプロトタイプモデルとして実施されている。

温室効果ガスの費用効率的かつ確実な削減と国内排出量取引制度に関する知見・経験を蓄積をするために、2005 年度から国内企業を参加者として開始された。

この制度では、温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対して、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネルギー等による CO₂ 排出抑制設備の整備に対して石油特別会計を資金とする補助金が交付されることで支援されることになっている。

各参加事業者は自らの排出削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用が可能²³であるほか、2007 年度からは設備補助を受けることなく自主的に排出削減を行う事業者も参加することができるようになっている。

図表 9 の参加者メリットにあるとおり、日本国内への将来的な排出量取引制度の導入を見込んで、先進的な取り組みをする企業や事業所の参加が多くなってきている。

2005～2007 年度の第 1 期間においては、目標保有参加者 31 社の CO₂ 排出量が約 3 割削減されたことが示され、排出量取引による排出削減効果が明らかとなっている²⁴。

²² 2005 年 1 月から EU 加盟の 25 カ国は、EU 域内における排出量取引制度を開始した。EU 域内のエネルギー多消費施設約 12,000 箇所を対象として、それぞれの施設ごとに排出枠（＝キャップ）を設定して、排出量取引を行なっている。この EU 諸国における排出量取引制度は、一般に EU-ETS（The European Union Greenhouse Gas Emission Trading Scheme）と呼ばれている。

²³ 東洋ガラス川崎工場は、この制度を使って、省エネ対策で生じた二酸化炭素（CO₂）1,000 トン分の排出権を東京ガス子会社のエネルギーアドバンスに売却するなどの実績を残している。（2007.7.5 日本経済新聞朝刊記事）

²⁴ 2007 年 9 月 11 日環境省報道発表資料「自主参加型国内排出量取引制度（第 1 期）の排出削減実績と

図表 8 環境省自主参加型国内排出量取引制度の参加者区分と参加者メリット

| | | |
|---------|--|--|
| 参加者の区分 | 目標保有参加者 タイプA | 一定量の排出削減を約束する代わりに、省エネ設備等の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者 |
| | 目標保有参加者 タイプB | 設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者 |
| | 取引参加者 | 排出枠等の取引を行うことを目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。補助金および排出枠の交付はなし。 |
| 参加者メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・国内排出量取引制度に実践的に参加することによって知見を蓄積できる。 ・温室効果ガス排出量の算定に習熟するとともに、検証機関の検証を受けることにより、「温暖化対策マネジメント」を効果的に講じていくための基盤を形成できる。 ・地球温暖化対策に積極的に取り組む先進的企業として、CSR の観点から社会的貢献を PR できる。 | |

(出典：環境省ウェブサイトをもとに作成)

(2) 本格的な国内排出量取引制度の創設の議論

前記 4. (1) で現在の日本の温暖化対策の取組みの現状を見たように、京都議定書で割り当てられた温室効果ガスの削減目標であるマイナス 6%は非常に厳しくなっている。現状のまま、国内排出分の削減が進まないよう状況が継続すると、6%削減約束の達成のために短期間で大幅な削減を達成するための措置として、他国からの国際排出量取引制度に基づく排出量購入に頼らざるを得ない状況に追い込まれる可能性が出てくる。

柔軟性措置としての京都メカニズムの一つである国際排出量取引制度を利用して、他国から排出権を購入して自国削減分にカウントすることは簡単である。だが、これは国内対策への取組みが本旨であるはずの削減目標を、他国に依拠して目標達成することを意味し、京都議定書採択の会合において議長国を務めた日本に対して、そのような行動の良否が世界各国から問われかねないし、またそもそも京都議定書の採択の趣旨にもそぐわない事態となる。

そのために、国内対策の追加充実策として、いやがうえにも国内排出量取引制度の導入ニーズが高まってくることが予想される。事実、国内対策分としての 8.4%削減を達成するために、日本国内に本格的なキャップ・アンド・トレード型の排出量取引市場を創設して市場メカニズムを機能させ、排出削減の目標達成を図ろうとする議論が盛んである。

行政（国）が排出枠の交付総量を設定したうえで、排出枠を個々の企業などに対して排出枠を割り当てるキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度においては、

取引結果について」による。

排出枠を上回った企業は枠内に排出量が収まった企業から買い取ることになる。このようなシステムのもと、温室効果ガスの排出削減の努力と工夫を重ねた企業ほど排出権の売却を通して報われることになるため、より排出削減を行おうとする努力のインセンティブが作用する。

しかし、日本国内への制度導入に当たっては、経済界²⁵を中心に反対意見が強い。反対する理由の最大のもは、行政（国）が個々の排出主体である企業などに対して割り当てる排出枠（＝キャップ）について、納得感をもってその排出枠を受け入れることができるかどうか、公平感を抱けるものであるかどうか、という点である。実際に、域内排出量取引制度が 2005 年から実施されている EU 諸国においては、排出量割当ての公平性を巡って、その割当てに不公平感を抱いた企業が各国政府を提訴した事例が 800 件程度あると報告されている²⁶。

(3) 今後の展開見込み

今後の日本への国内排出量取引制度の導入に関する結論は、最終決定者である政府がどう判断するかにかかっていると見える。環境省と経済産業省の合同審議会である中央環境審議会は 2007 年夏、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（案）」を公表し、パブリック・コメントに付した。

この中間報告（案）の中においても、下記図表 10 のとおり、排出量取引に賛否両論のある状況である。海外では米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどが、国内では東京都が、それぞれ排出量取引制度の導入に向けた議論を本格化させているが、政府はこれら内外の動向を見ながら、第 1 約束期間が始まる直前の年末頃に答申される予定の最終報告をもってどのような決定をするのか注目されるところである。

²⁵ (社)日本経済団体連合会は 2007 年 4 月 17 日、「京都議定書後の地球温暖化問題に関する国際枠組構築に向けて」の政策提言を公表、その中で排出量のキャップ・アンド・トレードの国内導入には反対の立場を取っている。

²⁶ 「EU 域内排出量取引制度に関する調査報告書」 環境省・経済産業省・日本経済団体連合会 (2007.6.15)

図表 9 国内排出量取引制度の国内導入に対する政府審議会委員の主な意見

| | |
|--------|---|
| 肯定的な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 排出削減目標達成を確実にを行うことを可能とし、これを最小のコストで実現するとともに、炭素に価格を付け、民間の創意工夫を促すことができる制度であるとして、その導入を積極的に検討すべき、2013 年以降に先送りするのではなく今すぐに制度設計に着手すべき、また、少しでも費用効果的な手段を採用するため、他の政策とのポリシーミックスを行うことも検討すべきである。 ➤ 欧米における制度の導入状況を踏まえ、世界的な炭素市場が形成されつつある中で金融的側面からも国内排出量取引制度を評価し、日本のみが乗り遅れないよう制度整備を検討すべき、技術開発を促進し、経済活動への柔軟性がある政策として排出量取引が導入されてきた、削減量はキャップのかけかた次第であって、EU-ETS はまだ試行段階なので、これを持ち出して削減効果を議論するのは適切でない。 |
| 否定的な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 個々の排出主体への排出枠の割当が前提となる強度の規制措置である。 ➤ 排出枠の公平な割当が困難であり、また産業の海外流出（炭素リーケージ）を招くのではないか。 ➤ 実際の企業行動等を見ると、必ずしも最小コストで排出削減を行えるとは言えないのではないか。 ➤ EU-ETS が必ずしも実質的な排出削減につながっていないこと、我が国において排出の伸びが著しい業務・家庭部門対策として有効性を欠くこと、短期的な目標設定では企業の追加的な投資及び長期的な技術開発に対してインセンティブが働かないこと、過去の排出実績に基づく排出枠割当を行った場合には、排出削減が進んでいない企業がむしろ温存される結果になることから、国内排出量取引制度導入は不適當。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国内排出量取引制度は第 1 約束期間において実施することは現実的に難しく、次期枠組みに関する参加国の動向等を踏まえて検討することが重要である。 |

(出典：中央環境審議会地球環境部会 産業構造審議会環境部会地球環境小委員会『最終報告に向けて検討すべき事項』『京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告(案)』(2007.8)をもとに作成)

7. 国内金融分野の排出権を用いたビジネスの現状

日本国内への排出量取引制度の導入に関する賛否両論が渦巻く中、民間金融機関は信託銀行や証券会社を中心に、将来の排出量取引制度の導入を見越して、また CSR 的観点からも、着々と排出権のビジネスを手掛けるようになってきている。

(1) 信託を利用した排出権の小口化ビジネス

最近では、信託のメカニズムを利用した排出権のビジネスが盛んである。これらの動きの背景には、2006 年 4 月の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）の改正により、温対法第 6 条に規定される算定割当量（＝排出権）²⁷が財産権である

²⁷ 具体的には、初期割当分としての AAU、国内吸収源活動による吸収量分発行されるクレジットとしての RMU、クリーン開発メカニズムで発生するクレジットとしての CER、共同実施で発生するクレジット

ことが明確化されたことが大きく影響している。

具体的には、下記図表 11 の事例のとおり、本邦の大手総合商社が海外の発展途上国で手掛ける温室効果ガス排出削減事業を実施することで得られる排出権（CDM による CER）について、これを信託財産として取扱い、排出量取引のノウハウに乏しい中小事業者を中心に小口に分割して販売するというビジネスモデルである。

図表 10 排出権の信託の主な事例

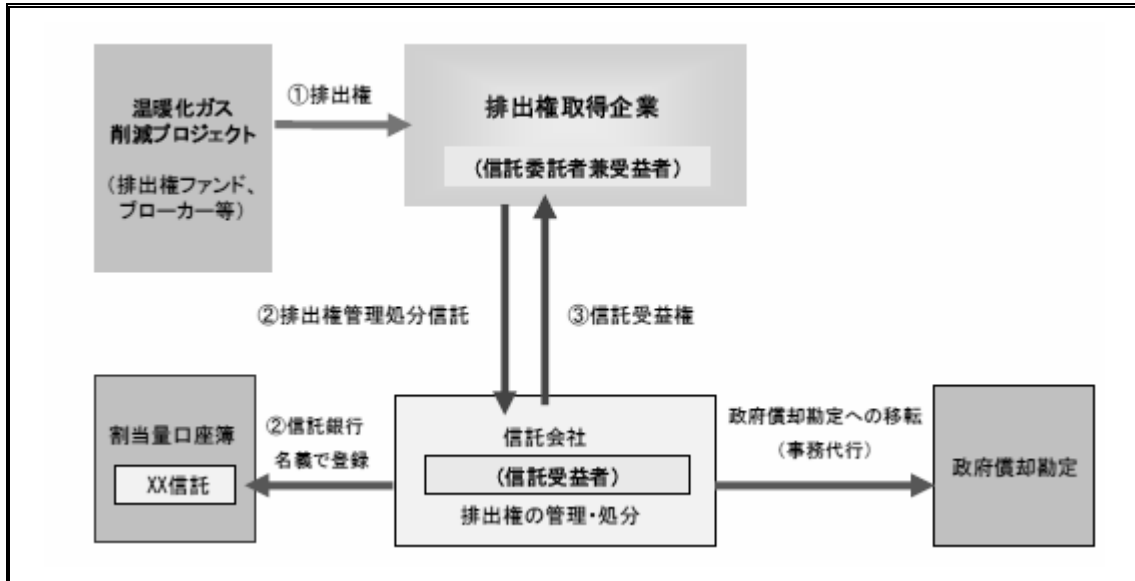
| | |
|-------------|--|
| みずほ信託銀行 | 丸紅が海外の温暖化ガス削減事業で得た排出権の数 10 万トンを信託受益権化し、これを 1,000 トン単位に分割して販売する計画。(2007.8.12 日本経済新聞朝刊記事) |
| 三井住友銀行 | 温室効果ガス削減事業を実施することで得られる排出権を信託財産として取り扱うことの認可を取得し、信託機能を活用して小口で排出権を共同購入するサービスを邦銀として初めて成約させた。ブラジルのバイオマス電力発電所の排出権を対象として、途上国の持続可能な発展や長期的な温暖化対策に貢献することで社会貢献活動への支援を可能としたものである。(2007.6.18 三井住友銀行 ニュースリリース) |
| 中央三井信託銀行 | 三井物産と共同で温暖化ガスの排出権を信託商品にして販売する。三井物産が海外での温暖化ガス削減事業で得た排出権を中央三井信託が 1,000 トン単位に小口化し売り出す。(2007.5.5 日本経済新聞朝刊記事) |
| 三菱 UFJ 信託銀行 | 三菱商事と共同で中小企業や商業施設向けに小口化した温室効果ガスの排出権を販売する共同事業を実施。三菱商事が海外の省エネルギー事業などで獲得した排出権のうち、数万トンを三菱 UFJ 信託に信託し、これを同行が小口商品化する仕組み。(2007.4.25 日本経済新聞朝刊記事) |

(出典：各種の報道・発表資料などをもとに作成)

このビジネスモデルは、排出量取引を当事者の立場で行うに当たって必要となる割当口座簿を開設しなくても排出権の取得が可能、排出権の取得・移転に伴う事務負担の軽減、排出権の小口化・円滑な移転が可能、排出権の担保活用などのメリットを含んでおり（下記図表 12 を参照）、今後の普及の進展が注目される場所である。

としての ERU などがある。

図表 11 排出量の信託の概念図



(出典：『排出権管理の委託（カストディ）基本型』「排出権の円滑な管理のための信託機能活用研究会」報告書 2007.3)

(2) その他の金融関連の排出権のビジネス

その他の金融関連の排出権のビジネスには下記図表 13 のようなものがあり、後述する今年 2008 年 9 月末からの新しい金融商品取引法制の施行と同時に実施というものもある。

図表 13 のとおり、排出権の仲介業務などの他、排出権を組み込んだ金融商品、排出権の付帯したリースサービスなどが現れてきている。

図表 12 その他排出権に関連した金融サービスの事例

| | |
|-------------|--|
| 三菱 UFJ 証券 | 三菱 UFJ 証券は温暖化ガスの排出量取引の仲介に乗り出す。京都議定書による温暖化ガスの削減の義務を負う 2008 年以降に売買が急増すると判断。2007 年秋の金融商品取引法などの施行を受けて、10 月をめどに参入する。銀行系証券は銀行法の制約によって排出権の売買や仲介を直接手がけられなかった。通常の証券会社は金融庁の承認を得れば可能。銀行や信託銀行も排出権の現物売買は認められておらず、欧州の金融機関がこぞって排出量取引を強化するなかで、日本の金融機関は出遅れていた。(2007.7.18 日本経済新聞 朝刊記事) |
| みずほコーポレート銀行 | 2007 年 9 月から、欧米の排出量取引業者と自行の法人顧客を媒介して、企業がそれぞれの需要に見合った排出権を購入できるようにする。(2007.8.17 日本経済新聞 朝刊記事) |
| ゴールドマン・サックス | 日本で温暖化ガス排出量取引の仲介ビジネスに参入する。欧州のグループ会社を買った排出権を取り次ぎ、削減が進んでいない日本企業に販売する。ゴールドマンは欧州を中心に排出権に関する業務を強化しており、日本でも市場の拡大が見込めると判断した。(2007.7.28 日本経済新聞 朝刊記事) |

| | |
|-----------|---|
| 大和証券 SMBC | <p>温暖化ガスの排出権を組み込んだ個人向けの金融商品を開発。個人向けの排出権の商品は国内でも初めて。排出権の価格が上昇すると利益が出やすくなる仕組みの債券を開発し、個人が 100 万円前後で購入できるようにする。環境問題に対する関心の高まりを受けて、排出権の事業を強化する。</p> <p>同社が子会社と共同で、途上国での温暖化ガス削減事業から生じる排出権を購入。これを排出量取引市場や相対などで売却し、得た利益を利率に反映させる債券を仕組み、2007 年度中に発売する。(2007.8.8 日本経済新聞 朝刊記事)</p> |
| 三井住友銀行リース | <p>工作機械や空調設備などのリース物件に排出権を割り当てることにより当該物件の使用に伴い発生する温室効果ガスをニュートラルにするサービス『カーボンニュートラルリース』を開発し、8月より取扱いを開始。(2007.7.20 日本経済新聞 朝刊記事)</p> |

(出典：各種の報道・発表資料などをもとに作成)

8. 金融商品取引法制の施行と排出量取引

(1) 京都議定書の本格実施直前に整った金融環境面の法制度

今月 9 月 30 日からは、証券取引法を抜本改正した金融商品取引法制が完全施行となる。この法制は、主に利用者保護の強化、規制緩和による利便性向上、ファンド規制など公正で透明な市場づくり、市場の国際化・活性化、金融インフラ整備などを内容とし、今後の日本の金融サービス取引の基本法になるものと言われている。

損害保険業界にとって注目すべきことは、銀行等と同様に、排出量取引に関連した条文がこの新しい法制に明記され、今後の排出量取引に関連した業務に進出できることに業法的な裏付けとして担保されたことである。

金融関係法令への排出権に関する規定の手当てを要望する声は、2004 年頃から金融機関を中心にあがっていたが、ここ数年は京都議定書に定める来年 2008 年からの第 1 約束期間が始動し海外で排出量取引の活発化が見込まれることを直前に控えて、より一段と強く排出量取引に関する金融関係法令の明確化が望まれていた。日本国内に本格的な排出量取引制度が導入されるかどうかは今のところはっきりはしていないが、第 1 約束期間が開始する直前の年にぎりぎりながら、ようやく金融環境面の法制度が整備されたことになる。

(2) 排出量取引に関連して実施可能となった具体的な業務

具体的に実施可能となった業務は下記図表 13 のとおりであり、これらは新しい金融商品取引法制と同時に施行となる「改正保険業法施行規則」に規定されている。そして、銀行法施行規則等も改正され、銀行等にも保険会社と同じ条件で排出量取引に関する規定が新設されている²⁸。

²⁸ 今回の新しい法制で、金融商品取引業者とされる証券会社などは、本体により排出権の直接売買やデリバティブ・オプション取引、媒介・コンサルタントの業務に参入可能である。

図表 13 保険関係の排出量取引に関連した業務の範囲と根拠条文、その内容

| | | 排出権の取得・譲渡に関する契約の締結またはその媒介・取次ぎ・代理業務 | 排出権のデリバティブ取引／排出権のオプション取引 | 排出量取引の媒介／コンサルティング業務 |
|--------------|----------------------------------|---|--------------------------------------|---------------------|
| 保険会社本体 | 業務の可否 | × | △ (排出権のデリバティブ取引の差金決済のみ可能) | ○ |
| | 根拠条文 | — | 施行規則第 52 条の 3 第 1 項第 2 号 (a) | 業法第 99 条第 1 項 (b) |
| 保険会社の 子会社 | 業務の可否 | ○ | ○ | ○ |
| | 根拠条文 | 施行規則第 56 条の 2 第 2 項第 33 号の 2 (c) | 施行規則第 56 条の 2 第 2 項第 33 号の 3 イ、ロ (d) | |
| 記号 | 根拠条文 | 条文内容 | | |
| (a) | 施行規則第 52 条の 3 第 1 項第 2 号 | 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量 ²⁹ の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。） | | |
| (b) | 業法第 98 条第 1 項 | 保険会社は、第 97 条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。 | | |
| (c) | 施行規則第 56 条の 2 第 2 項第 33 号の 2 | 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 | | |
| (d) | 施行規則第 56 条の 2 第 2 項第 33 号の 3 イ、ロ | 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引 | | |

(注) 表中、「業法」は「保険業法」を、「施行規則」は「保険業法施行規則」を、それぞれ表す。

²⁹ 金融庁「『金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等』に対するパブリックコメントの結果等について」(2007.7.31)で示された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」によると、前掲 27 の他に、EUA (欧州排出量取引制度の排出権) も含まれるものとされている。

a. 保険会社の本体による業務

ア. 売買業務は不可

保険会社の本体は、排出権の取得・譲渡に関する契約の締結またはその媒介・取次ぎ・代理業務など、排出権のそれ自体の直接的な売買取引を行うことはできないとされている。これは、排出権取引が保険会社の財務の健全性に与える影響等を慎重に検討する必要がある、取引に伴うリスクの内容がまだ明らかにはなっていないからと考えられる³⁰。

イ. デリバティブ差金決済は可能

根拠条文としては、図表 13 に掲げた記号 (a) の保険業法施行規則第 52 条の 3 第 1 項第 2 号であり、排出権のデリバティブに関する差金決済を規定している。これは、原資産としての排出権をもとにしてデリバティブ取引が行われた結果生じる差金の授受決済が可能ということである。現物に相当する排出権それ自体の移転・管理を直接的に手掛けるものでないことから、リスクが少なく、保険会社本体の財務の健全性に与える影響は大きくないとの判断が働いたものと考えられる³¹。

しかしながら、この差金の授受決済業務は極めて限定的な取扱いとなるだけに、利用価値も限られたものになりそうである。すなわち、排出権のデリバティブを購入するユーザーにとって、現物の排出権取引自体を保険会社本体と取引できないとすると、排出権をいったん現物市場で現金化してデリバティブの決済に充当する必要が生じ、保険会社本体の側においてはデリバティブ取引のヘッジに排出権の現物取引を利用できないため、保険会社の本体のポジション管理上大きな制約を受けることが想定される³²。

ウ. 媒介とコンサルティング業務は可能

媒介とコンサルティング業務の根拠条文については、今回の新しい法制の条文ではなく、従来の保険業法において保険会社の業務範囲を定めた第 99 条の条文に見出すことができる³³が、新しい金融商品取引法制とセットで総合的に見てみることにする。

媒介業務に関しては、これまでの再保険取引等を通じて培った海外ネットワーク

³⁰ 前掲 29 の「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の中で、「Ⅲ.銀行法関連」の部分に銀行本体による排出権の直接的な売買取引に対する金融庁の考え方が示されており、これに沿ったものである。

³¹ 酒井 敦司、篠宮 寛明『緊急解説 金融商品取引法制 政令案・内閣府令案等の概要（下） 預金取扱金融機関に準用される金商法の販売・勧誘ルール』『週刊 金融財政事情』（社団法人 金融財政事情研究会 2007.4.30）P.63

³² ISDA 日本 排出権ワーキンググループ『排出権 OTC 取引市場創設のための提言書－ 排出権 OTC 取引市場創設に向け法的位置付けの明確化を－』（2004.5）p.8

³³ 前掲 19 と同様、銀行においては、銀行法第 10 条第 2 項「その他の銀行業に付随する業務」に該当するものとして捉えられている。

を生かして、海外から国内への排出権の移転に関する業務を担うことなどが想定される。また、コンサルティング業務については、幅広い金融業界にあって、環境問題に広汎に関わるようになった最初の金融業である³⁴ことを自負として、地球温暖化のような気候学的現象や台風の増加頻度などを分析する、金融業で最先端のノウハウ³⁵をもとに、充分に取り組んでいく価値のある業務と考えられる。

b. 保険会社の子会社による業務

保険会社の子会社は、排出権の直接的な売買業務、そのデリバティブ・オプション取引、および媒介・コンサルティング業務など、排出量取引に関連した総合的な業務を担うことができる。

根拠条文については、保険業法施行規則にその規定がある。すなわち、子会社の排出権の直接売買については第 56 条の 2 第 2 項第 33 号の 2 で、子会社の排出権に関するデリバティブおよびオプション取引については第 56 条の 2 第 2 項第 33 号の 3 イ、ロで、それぞれ規定されている。子会社の排出量取引の媒介やコンサルティング業務については、保険会社本体の付随業務と同様の捉え方により保険会社の子会社の付随業務として担うことができる。

このように見てくると、排出量取引を保険業の立場から行うに当たっては、本体よりも子会社方式による運営の方が実施可能な業務が多だけに柔軟な力を発揮できるものと考えられ、その選択はグループ経営の観点から判断されてこよう。

9. おわりに

今年 2007 年の夏、日本は過酷な猛暑に襲われた。埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市において、わが国の観測史上 74 年ぶりに国内最高気温を更新して 40.9 度の気温を記録。また、英国においては、6 月から 7 月にかけて 60 年ぶりの記録的な大洪水に見舞われた。英国保険協会のまとめによると、約 30 億ポンド（約 7,000 億円）の保険金支払額に達するのではないかとの推計が出ている。これらの出来事は、IPCC の指摘するとおり、決して地球温暖化の事実と無関係ではないと思われる。

今後、さらに地球温暖化が深化していくと、それによる自然災害も数多く発生し、保険金支払コストも一段と上昇していくことが予想され、将来の保険事業すら危ぶまれかねない。

わが国金融業界の中でいち早く地球環境問題に取り組んできた損害保険業界は、自然災害に関連したリスクを分散するために、天候デリバティブやキャタストロフィーボンドの取扱いを通じて取得してきたノウハウを豊富に持ち合わせている。また、リスクマネジメントの業務を通じて積み上げてきたコンサルティングの実績や、再保険取引など

³⁴ 前掲 5

³⁵ 前掲 5

を通じて獲得している海外ネットワークも多方面にまたがっている。それら損害保険会社ならではの蓄積してきた業務をうまく組み合わせながら、保険会社本体やその子会社が、海外からの排出権の手配や海外企業と本邦企業との間の排出権の媒介、国内における排出権のデリバティブ業務など、市場メカニズムの作用で排出削減を期待できる排出量取引の業務に参入することにより、少しでも温室効果ガスの排出削減に貢献できるようになれば意義深いことだと考える。

<参考資料>

- ・環境省 「金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書」(2002.3)
- ・2007.4.17付 日本経済新聞 朝刊「企業の温暖化ガス削減一米で株主提案相次ぐ」
- ・坪川 博彰「ハリケーン・カトリナの保険問題 ー米国の自然災害保険から日本は何を学ぶべきかー」(防災科学技術研究所主要災害調査 第41号 2006.3)
- ・金田 幸二「環境問題と保険業界の対応ー社会的責任と持続可能な開発への貢献としてー」『損保総研レポート第77号』(財団法人 損害保険事業総合研究所、2006.9)
- ・日経 BP 社「ポスト 京都議定書の行方 温暖化は世界経済をどう変える」(日経ビジネス 特別版 2007.7.30)
- ・吉高 まり「温室効果ガス排出権取引の現状と2013年以降」『月刊 資本市場』(2007.6 No.262)
- ・環境省・経済産業省・日本経済団体連合会「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」(2007.6.15)
- ・磯根 周二、長谷川 綾「温室効果ガス削減に向けた取り組みについて」『月刊 金融』(2006.11)
- ・三井トラスト・ホールディングス、中央三井信託銀行「排出権取引における信託の活用について」(2007.3.20「排出権の円滑な管理のための信託機能の活用」セミナー資料)
- ・平 幸一「信託機能を活用した排出権ビジネスの展望」『地銀協月報』(2007.4)
- ・高田 尚「急速に拡大・進化する世界の排出権市場と『排出権取引信託』のすすめー炭素制約社会へのパラダイム転換に向けてー」(三井トラスト・ホールディングス 調査レポート 2007/夏 No.58)
- ・酒井 敦司、篠宮 寛明「緊急解説 金融商品取引法制 政令案・内閣府令案等の概要(下) 預金取扱金融機関に準用される金商法の販売・勧誘ルール」『週刊 金融財政事情』(社団法人 金融財政事情研究会 2007.4.30)
- ・2007.6.12付 保険毎日新聞 「保険関連会社も参入可能 排出権取引に 9月施行の予定」
- ・ISDA 日本 排出量ワーキンググループ「排出量 OTC 取引市場創設のための提言書ー 排出量 OTC 取引市場創設に向け法的位置付けの明確化をー」2004.5
- ・環境省・経済産業省・日本経済団体連合会「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」(2007.6.15)
- ・富沢 泰夫「地球環境問題と損害保険事業」『新世紀の保険ー問題への果敢な挑戦は最善の保険改革ー』(慶應義塾大学出版会 2002.12)
- ・阪急コミュニケーションズ「温暖化ビジネス最前線」『ニューズウィーク日本版』(2007.5.23)
- ・財団法人 損害保険事業総合研究所「地球環境問題が産業界に与える影響と損保への波及ー主として経済的側面からー」(1993.6)

- ・山本美紀子「国際排出権取引市場の現状と今後の展望～ポスト京都議定書を見据えた日本の選択～」(みずほりレポート 2006.5.20)
- ・国際協力銀行・海外投融資情報財団「排出権の円滑な管理のための信託機能活用研究会報告」(2007.3)
- ・Swiss Re 「sigma」(No.2/2007)

<参考サイト>

- ・ステートファーム社 <http://www.statefarm.com/>
- ・社団法人 日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp/>
- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/>
- ・環境省 <http://www.env.go.jp/>
- ・内閣府 防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/>
- ・IPCC <http://www.ipcc.ch/>
- ・財団法人 地球・人間環境フォーラム <http://www.gef.or.jp/>
- ・金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>
- ・日経 Ecolomy (エコロミー) ——環境と経済の未来を考える <http://eco.nikkei.co.jp/>
- ・英国保険協会 <http://www.abi.org.uk/>
- ・社団法人 日本経済団体連合会 <http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>
- ・EIC ネット：環境情報案内・交流サイト <http://www.eic.or.jp/>
- ・三井住友銀行 <http://www.smbc.co.jp/index.html>
- ・京都メカニズム情報プラットフォーム <http://www.kyomecha.org/index.html>
- ・swiss re <http://www.swissre.com/>